

# 2019年度の事業概況

## 2019年度業績の概況

2019年度(第22期)の当金庫の業績は、次のとおりです。

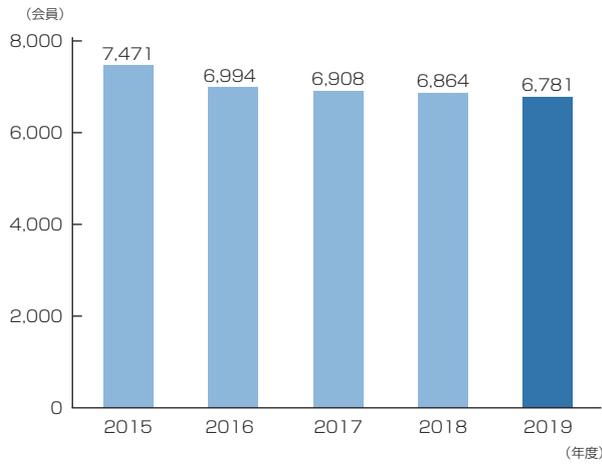
### 会員および出資金

会員数は、労働組合の組織改編や解散等により83会員減少し6,781会員となりましたが、間接構成員数は、3,905人増加し1,579,164人となりました。

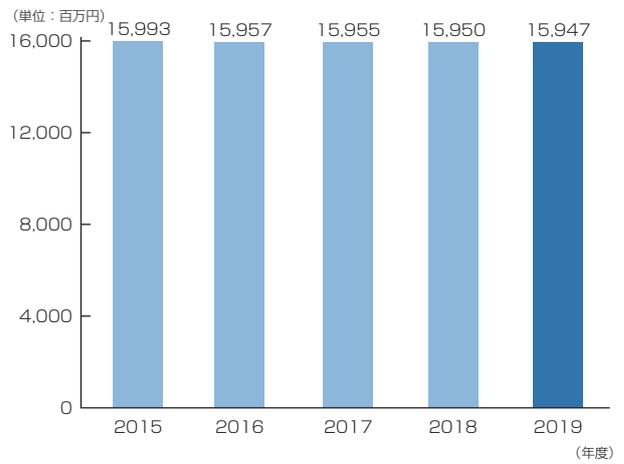
団体出資は、新規・増資による増加が1億3,730万7千円、脱退・減資による減少が3,291万円あり、個人出資については脱退による減少が3,733万4千円ありました。

出資金の増加と減少の差額6,706万3千円は処分未済持分より取り崩し、法定脱退分281万4千円を減少させた結果、出資金総額は159億4,784万4千円となりました。

#### ●団体会員数の推移



#### ●出資金の推移

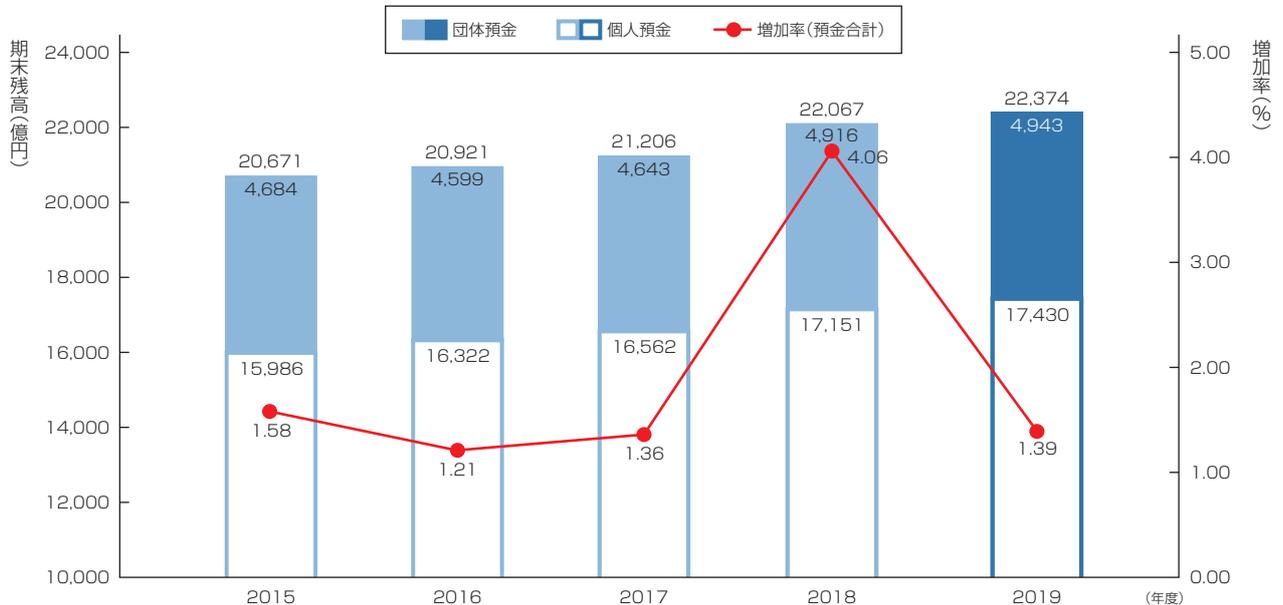


### 預金

預金の期末残高は、2兆2,374億22百万円となりました。

残高増加額では、個人預金、団体預金ともに、期末残高が対期首比で増加しましたが、462億24百万円の計画に対し306億29百万円の実績となり、計画を下回りました。

#### ●預金の期末残高・増加率の推移



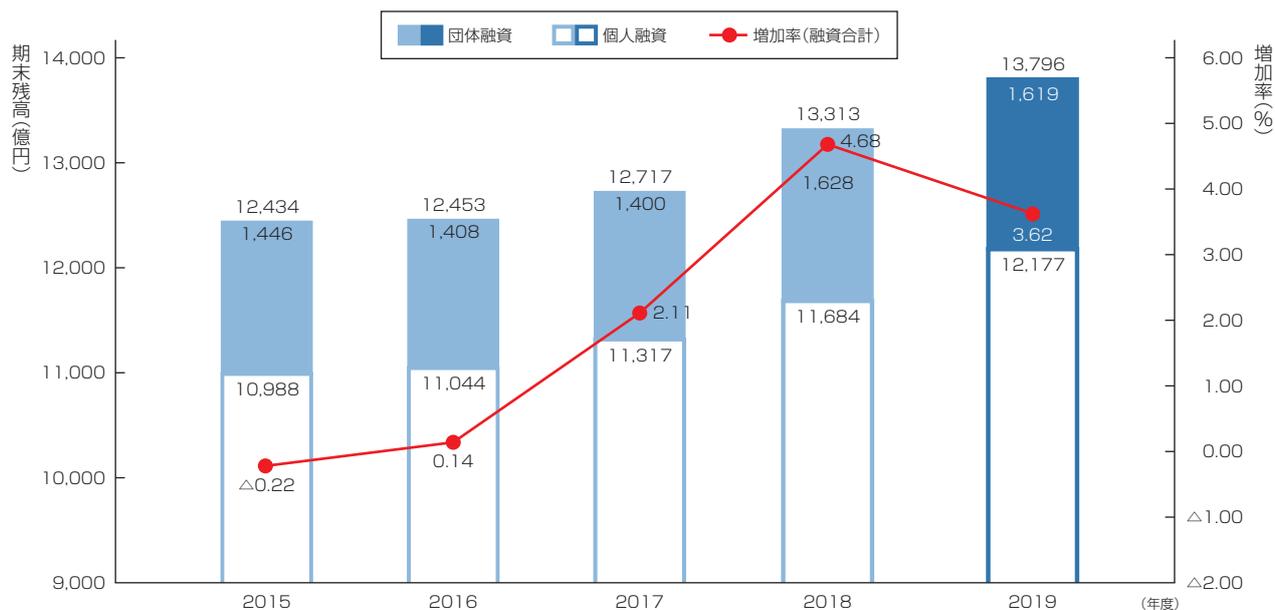
## 融 資

融資の期末残高は、1兆3,796億69百万円となりました。

残高増加額では、523億31百万円の計画に対し483億60百万円の実績となり、計画を下回りました。

個人融資は期末残高が対期首比で増加しましたが、団体融資は期末残高が対期首比で減少しました。

### ●融資の期末残高・増加率の推移



## 損 益

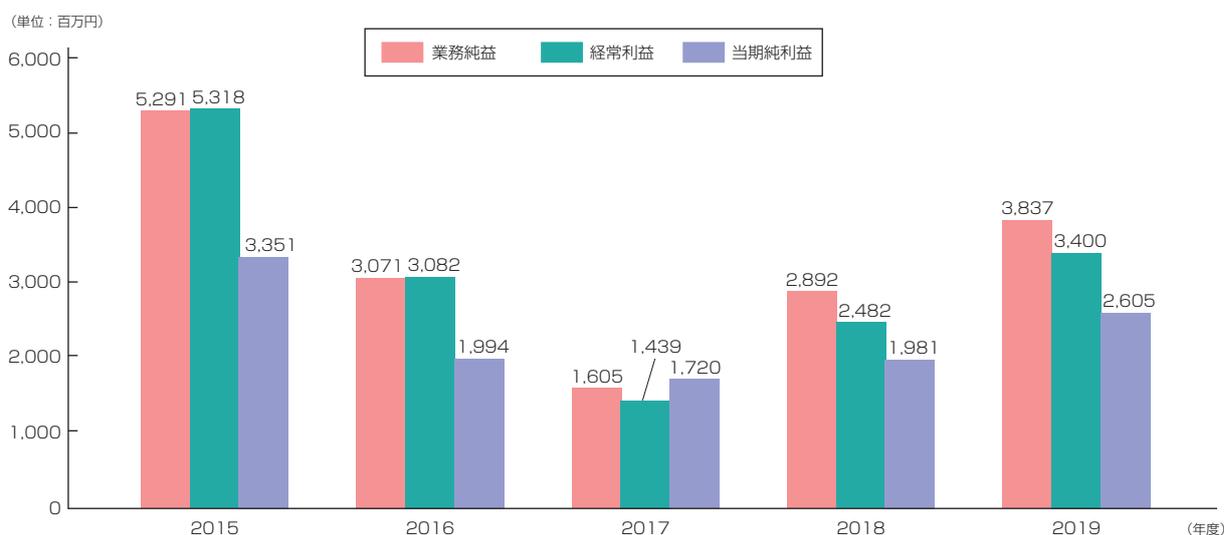
業務粗利益は、有価証券売却益が増加したものの、資金運用収益の減少等から、前期比51百万円減少し、218億50百万円となりました。

業務純益は、経費が減少したため、前期比9億44百万円増加し、38億37百万円となりました。

経常利益は、前期比9億17百万円増加し、34億円となりました。また、特別利益として2億49百万円、特別損失として96百万円を計上しました。

当期純利益は、前期比6億24百万円増加し、26億5百万円となり、事業計画(20億63百万円)を5億42百万円上回りました。

### ●損益の推移



## 健全性・安全性

### 自己資本比率(単体)

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準とよばれる自己資本比率(8%)が、それ以外の金融機関には国内基準とよばれる比率(4%)が適用されます。

当金庫の2020年3月末の自己資本比率は、11.53%となりました。国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っており、引き続き高い水準を維持しています。

(単位:百万円)

項目		2018年3月末	2019年3月末	2020年3月末
A	自己資本の額	121,604	122,725	124,647
B	リスク・アセット	970,225	1,023,534	1,080,671
	自己資本比率(A ÷ B)	12.53%	11.99%	11.53%

#### ●リスク・アセット

貸借対照表に記載された資産に、一定のリスク・ウェイトを乗じて算出した額です。なお、貸借対照表に記載されない一部の取引等もリスク・アセット算定の対象となります。

### 格付けの状況

#### 当金庫の発行体格付けは「A-」です

日本国内における主要な格付会社である「(株)格付投資情報センター(R&I)」は、2020年2月17日付で『近畿労働金庫の発行体格付けは「A-」(維持)、格付けの方向性は安定的』と公表しました。

発行体格付「A」とは、「信用力は高く、部分的に優れた要素がある」ことを意味します。「A-」は、「AAA」から「C」まで21段階ある評価の上から7番目に当たります。

日頃の会員・利用者の皆さまのご協力に感謝しつつ、皆さまから信頼され、安心して選択していただける「福祉金融機関」として、一層のサービスの向上と強固な経営基盤づくりに努めてまいります。

※金融機関の格付けは、預金の元本や利息が約定どおり支払われるかどうか、その確実性、安全性の程度を、利害関係のない格付機関が評価し公表しています。この格付けは、お客さまが金融機関を選択するうえでの重要な判断材料のひとつとなります。

## 債権管理の状況

### ●リスク管理債権比率

リスク管理債権比率は、総貸出金残高に対して何らかの理由により当初の契約どおりに返済されていない等の貸出金割合を表したもので、この比率が低いほど健全性が高いことを示しています。

当金庫のリスク管理債権のほとんどは、担保や保証機関の保証等や貸倒引当金により債権保全(保全率99.90%)を図っています。

(単位:百万円)

区 分	2018年3月末	2019年3月末	2020年3月末
破 綻 先 債 権	361	495	538
延 滞 債 権	6,890	6,168	5,603
3 月 以 上 延 滞 債 権	348	300	149
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—	—	—
合 計	7,601	6,964	6,291
貸 出 金 残 高	1,271,716	1,331,309	1,379,669
保 全 率	99.92%	99.91%	99.90%
リ ス ク 管 理 債 権 比 率	0.59%	0.52%	0.45%



#### 「破綻先債権」とは

借り手の倒産(個人の場合には、自己破産)等により、当金庫にとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

#### 「延滞債権」とは

今後上記の「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的・形式的な破綻の事実が発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借り手の貸出金のことです。当金庫にとっては、収入を生まない貸出金のことです。

「将来において償却すべき貸出金に変わる可能性の高い債権」ということとなります。

#### 「3か月以上延滞債権」とは

借り手に収入が入ってこなくなる(会社の業績不振等)等の理由で、当金庫が元金または利息の支払いを3か月以上受けていない貸出金のことです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

#### 「貸出条件緩和債権」とは

借り手の経営再建または支援を図り、貸出金の回収を促進すること等を目的として、貸出金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄など、借り手に有利となる取決めを行っている貸出金のことです。(ただし、借り手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません。)

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。

### ●金融再生法ベースの開示債権

金融再生法では、貸出金のほか外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等も含めた総与信を開示対象債権とし、これらを「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」、「正常債権」の4つに区分し開示することとしています。

(単位:百万円)

区 分	2018年3月末	2019年3月末	2020年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,262	1,523	1,550
危 険 債 権	6,423	5,507	4,917
要 管 理 債 権	349	301	150
合 計	8,034	7,331	6,617
正 常 債 権	1,265,535	1,325,745	1,374,383
保 全 率	99.93%	99.91%	99.91%
不 良 債 権 比 率	0.63%	0.54%	0.47%



#### 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由によって経営破綻に陥っている借り手に対する債権およびこれに準ずる債権のことです。

#### 「危険債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、借り手が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態・経営成績が悪化して契約にしたがった債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことです。

#### 「要管理債権」とは

貸出金のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3か月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」のことです。